

社保審年金部会 年金財政における経済前提に関する専門委員会 2018年12月15日

「年金財政における経済前提のあり方について（専門委員会における議論の経過報告）」

(6) バブル崩壊後、直近20年の我が国の経済成長と賃金上昇の動向について国民経済計算と毎月勤労統計調査のデータを用いて調べたところ、実質賃金上昇率は実質経済成長率に比べ伸びが低く、1人当たりの伸び率を比べて年平均で1.6%程度の差がみられた。この差について要因分析を行ったところ、①経済成長率を実質化するGDPデフレーターと賃金上昇率を実質化する消費者物価指数のデフレーターの違い、②労働分配率の低下、③雇主の社会負担の増加によりおおむね説明できることを確認した。

⇒ 削除

デフレーターの違いについては、消費者物価指数は家計消費を対象を限定しているのに対し、GDPデフレーターは設備投資や輸出入の影響も考慮しているため交易条件の悪化の影響を受けていること、消費者物価指数はラスパイレ算式、GDPデフレーターはパーシェ算式を採用していることによる算定式の違い^(※)の影響を受けていることも確認できた。

また、雇用者1人当たり賃金上昇率は過去20年平均でみるとマイナスとなっているが、これは1人当たり労働時間の低下が主要因であり、一般労働者、パートタイム労働者別に時間換算の賃金上昇率を調べたところ低下傾向は見られず、パートタイム労働者については上昇傾向にあることも確認できた。

⇒ 削除

(※) 加重平均をとる数量ウェイトをラスパイレ算式は基準時点で固定し、パーシェ算式は直近の比較時点を採用する。一般に指数が下落した品目のウェイトは拡大するため、直近の比較時点で数量ウェイトをとるパーシェ算式の方が指数は低くなるといわれる。

社保審年金部会 年金財政における経済前提に関する専門委員会 2019年3月13日

「年金財政における経済前提について（検討結果の報告）」

(3) 実質経済成長率と実質賃金上昇率の関係について、バブル崩壊後、直近20年の我が国の動向について調べたところ、雇用者1人当たり実質賃金上昇率は就業者1人当たり実質経済成長率に比べ伸びが低いことが確認された。この差について要因分析を行ったところ、①経済成長率を実質化するGDPデフレーターと賃金上昇率を実質化する消費者物価指数のデフレーターの違い、②労働分配率の低下、③雇主の社会負担の増加によりおおむね説明できることを確認した。

また、デフレーターの違いについては、消費者物価指数は家計消費を対象を限定しているのに対し、GDPデフレーターは設備投資や輸出入の影響も考慮しているため交易条件の悪化の影響を受けていること、消費者物価指数はラスパイレ算式、GDPデフレーターはパーシェ算式を採用していることによる算定式の違い^(※)の影響を受けていることも確認できた。

(※) 加重平均をとる数量ウェイトをラスパイレ算式は基準時点で固定し、パーシェ算式は直近の比較時点を採用する。一般に指数が下落した品目のウェイトは拡大するため、直近の比較時点で数量ウェイトをとるパーシェ算式の方が指数は低くなるといわれる。

賃金上昇率の比較

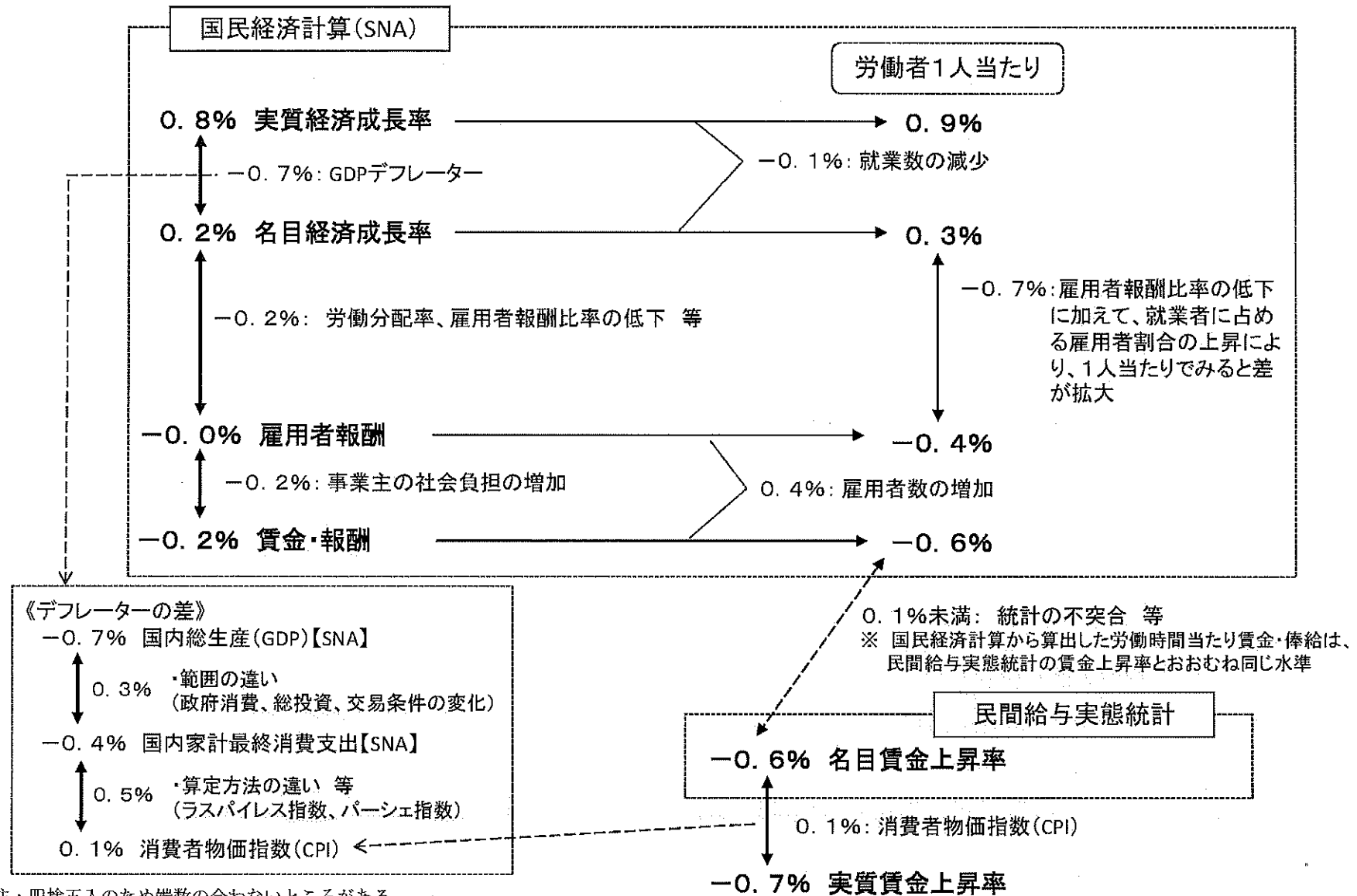
※ 賃金の指標として民間給与実態統計を採用するに当たり比較を行ったもの

(単位:%)

年次	民間給与実態統計(暦年)		平均標準報酬	毎月勤労統計(暦年)					
	計	1年通じて勤務した給与所得者		再集計前			再集計後		
				計	一般労働者	パートタイム	計	一般労働者	パートタイム
平成7 (1995) 年	0.7	0.4	1.3	1.1	1.2	0.1			
平成8 (1996) 年	0.3	0.8	1.2	1.1	1.6	1.0			
平成9 (1997) 年	1.6	1.4	1.8	1.6	2.3	0.0			
平成10 (1998) 年	0.0	-0.5	-0.2	-1.3	-0.9	0.4			
平成11 (1999) 年	-3.7	-0.8	-0.2	-1.5	-0.6	-0.9			
平成12 (2000) 年	1.2	-0.1	1.0	0.1	1.0	3.2			
平成13 (2001) 年	-2.0	-1.5	0.4	-1.6	-0.6	-0.2			
平成14 (2002) 年	-2.8	-1.4	-0.7	-2.9	-1.8	-3.0			
平成15 (2003) 年	-3.4	-0.9	-0.6	-0.7	0.1	0.8			
平成16 (2004) 年	0.3	-1.1	-0.2	-0.7	0.3	0.6			
平成17 (2005) 年	-1.5	-0.5	-0.2	0.6	0.7	0.5			
平成18 (2006) 年	-1.1	-0.4	-0.3	0.3	0.3	0.7			
平成19 (2007) 年	0.1	0.5	-0.5	-1.0	-0.4	-0.7			
平成20 (2008) 年	-0.5	-1.7	-0.5	-0.3	0.0	1.0			
平成21 (2009) 年	-4.1	-5.5	-3.0	-3.9	-3.4	-1.5			
平成22 (2010) 年	1.3	1.5	-0.4	0.5	1.0	1.1			
平成23 (2011) 年	1.0	-0.7	-0.1	-0.2	0.1	-0.1			
平成24 (2012) 年	-1.7	-0.2	-0.3	-0.9	-0.3	1.5			
平成25 (2013) 年	2.1	1.4	-0.1	-0.4	0.4	-0.4	-0.2	0.4	-0.2
平成26 (2014) 年	0.5	0.3	1.1	0.4	0.9	0.5	0.5	0.7	0.1
平成27 (2015) 年	-0.1	1.3	0.3	0.1	0.4	0.5	0.1	0.2	0.7
平成28 (2016) 年	-1.4	0.3	0.0	0.5	0.9	-0.1	0.6	1.0	-0.5
1996~2015平均	-0.6	-0.4	-0.1	-0.6	0.1	0.2	.	.	.

(注) 標準報酬上昇率は、平成12年度以前は年末(12月)の平均標準報酬月額の前年同月比の伸び率である。
平成13年度以降は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。(平成15年度以前は月収ベース)

過去20年間の平均伸び率の比較(1996~2015)



注：四捨五入のため端数の合わないところがある。

【年金額の改定ルールの見直し（平成33年4月～）】

平成28年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）」により、この賃金・物価スライドの改定ルールは、賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方が徹底されます。これは、平成33年4月に施行となる予定です。

◎賃金・物価スライドの見直し
 ⇒賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定

